花巻市立図書館資料収集方針

花巻市立図書館資料収集方針(平成21年3月25日)を次のとおり全部改正する。

1 目的

この方針は、花巻市立図書館の資料の収集、選定について基本的な方針を示し、花巻市の市立図書館全体として、より充実した蔵書を構築することを目的としたものである。

2 基本姿勢

公共図書館は、市民の教養・文化・情報のための民主的な機関として存在する「1994年ユネスコ公共図書館宣言」)。また、基本的人権のひとつである知る自由をもつ市民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務とする社会的機関である(「図書館の自由に関する宣言」1979年改訂 日本図書館協会)。

この理念のもとに花巻市立図書館は、「図書館法」(昭和25年法律第118号)に基づく公立図書館として、すべての市民の教育と文化の発展及び情報提供の向上に資するために、資料収集を行う。

(1) 基本的な考え方

資料収集にあたっては、以下のことに留意する。

- ① 市民の知る自由を保障する機関として、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を幅広く収集する。ただし、人間の尊厳を著しく傷つけるものや、公共の場にふさわしくないものは除く。
- ② 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- ③ 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾 をおそれての規制はしない。
- ④ 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを 図書館及び図書館員が支持するものではない。
- ⑤ 資料の収集、提供に携わる図書館員は、自律的規範としての「図書館員の倫理綱領(日本図書館協会 1980年6月4日総会決議)」を尊重して、その職務を遂行する。

3 資料収集の方法

- (1) 資料は、新刊案内、出版目録、書評、リクエスト等、多様な情報に基づいて 選定し、購入、寄贈等の方法により収集する。
- (2) 各資料の形態及び収集の方法は、社会情勢の変化に柔軟に適応し、変更できるものとする。

4 資料収集の分担及び特徴

資料収集の分担及び特徴については、次のとおりとする。

- (1) 花巻市立図書館の各館において、それぞれの役割と機能に応じた蔵書構成に留意するとともに、花巻市立図書館全体の体系的な資料の充実を図る。
- (2) 花巻図書館及び各館(以下「各館」という。)は、以下のとおり地域の特徴を生かした資料を収集する。
 - ① 花巻図書館:宮沢賢治を中心とした花巻市にゆかりのある先人等の著書、研究資料等。(高村光太郎、新渡戸稲造、山折哲雄、柏葉幸子等)
 - ② 大迫図書館:早池峰山、早池峰神楽等の、山岳や神楽、民俗芸能に関する資料等。
 - ③ 石鳥谷図書館:南部杜氏及び南部杜氏に関連した酒に関する資料等。
 - ④ 東和図書館:萬鉄五郎等の芸術に関する資料等。

5 資料選定の方法

資料選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 各館の資料の選択については、各館の職員で協議し、各館の図書館長が決定する。
- (2) 花巻市立図書館全体に関わる資料については、各館の担当者で構成する選書会議で協議し、館長会議で決定する。

6 資料の種類と範囲

この収集方針に基づいて、資料別の選定基準を別に定める。

7 資料の更新及び保存

資料の更新及び保存については、次のとおりとする。

- (1) 各館は、常に適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新を行う。
- (2) 地域資料及び貴重な資料等は、適切な資料形態による整理を行い、その保存活用を図る。
- 8 その他

この収集方針は、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

附則

この方針は平成21年3月25日から施行する。

附 則

この方針は平成26年1月1日から施行する。 (全部改正)